

平成30年第3回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成30年6月15日（金曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	実川圭子君
委員	上林真佐恵君	委員	関田貢君
委員	中村庄一郎君	委員	中間建二君
委員	木戸岡秀彦君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	押木修君	21番	床鍋義博君
----	------	-----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（8名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	田代雄己君
市民部長	村上敏彰君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
地域振興課長	大法努君	学校教育部 副参事	吉岡琢真君

会議に付した案件

(1) 第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

(2) 所管事務調査

日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について

(3) 行政視察後の意見交換について

（静岡県藤枝市・静岡県焼津市・愛知県岩倉市）

午前 9時30分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから平成30年第3回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） 3点ほどあるんですが、まず1点目としまして、この指定管理者の前回の評価について、前回やっていただいた業者さんだというふうに思うんですけども、どのようなものだったのか確認をしたいと思います。

5年前の今のJNS共同事業体さんを指定する際の委員会の当時、総務委員会の質疑も議事録で確認はさせていただいて、特にふぐあい等はなかったということだったんですが、改めてその点を確認させていただきたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 今回、指定管理者の候補者等選定いたしました事業者でございますが、平成21年度から25年度までの市民会館の指定管理者でございました。前回選定の際の理由でございますが、お見込みどおり、ふぐあいがあったわけではございません。その際の選定時においては、それぞれの提案内容の審査によって評価をした結果でございます。

以上であります。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

何か問題があったということじゃなくて、そのときのほかの事業者さんとの選定の結果ということで、わかりました。

2点目なんですが、市民サービスが低下することがないのかどうかということで確認をしたいんですが、利用料の値上げですとか、あと事業者さんが自分の自主事業の割合をこうふやしてしまっ、市民の利用枠が減ってしまう、制限されてしまうというようなことがないのかどうか、確認をさせてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市民会館の運営方針を理解していただきました上の提案でございますので、候補者といたしましては、サービスの低下を招かない施設運営を図っていくものと認識しております。その中で利用枠につきましては、事業開催に当たりましての留意事項といたしまして、指定管理者の自主事業及び独自事業として、市が主催する催し物を土曜日あるいは日曜日及び祝日に実施する場合については、原則各月の土曜日や日曜日及び祝日の合計の半数以下となるように、施設利用については仕様書に定めております。

また、利用料金などを含めた利用者への部分でございますが、市民会館の条例で上限が定まっておりますので、そういった部分でも利用につきましての低下等は図らないように定めているものと理解しております。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） 利用料についてでございますが、現在の利用料につきましては、条例で定めている利用料金を採用しております。条例の改正に当たりましては、議会の議決が必要であり、条例の改正により利用料金の上限額を変更しない限り、利用料金を値上げはできないということになっております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その自主事業の中で、その質のよい興行がふえるというのは、市民にとってもすごくいいことだと思うんですが、その市民の利用枠が狭められるということはないよう、その辺はバランスが大事だと思いますので、今半数以下っていう、そういう決まりもあるということなので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

利用料については、市のほうの条例に基づくということなので、そちらについては値上げをしないようにということ、要望したいと思います。

3点目なんですが、働く方の労働条件や権利をどういうふうに守っていくのかというところで、労働基準法やその他の関連の労働に関する法律をしっかりと守らせるっていうことに対する市の責任に対する認識と、あとその守らせるための手段について、どういう方法でやっていくのか、教えていただきたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市民会館指定管理者の募集に際しまして、募集要項と一体のものとして整えました指定管理者仕様書におきまして、関係法令等の遵守について求めています。関連する法令として例示をいたしました中に労働基準法があります。また、基本協定書におきましては、指定管理者は従業員に対する雇用者または使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上全ての責任を負って従業員を管理するものと定めております。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） 守らすための手段でございますが、こちらのほうにつきましては、指定管理者とは毎月の定例会として連絡調整会議を行っております。引き続きこうした場におきまして、適宜法令遵守の確認を行うとともに、毎月の勤務予定表の提出を求めることで、市としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

市としてもちゃんと責任あるという認識で、そういう手段も持ってやっていくということですので、ぜひしっかりお願いしたいと思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 済みません、私はたくさんありますので、よろしく願いいたします。

まず、一番初めに総論的なことで伺いたいんですけども、指定管理者の導入、施設管理にして民間の活力を入れる、指定管理者の導入を進めていくっていうことは、もう私は大賛成ですし、今回の指定管理者についても適正に進めていただきたいということは大前提なんですけども、その上でやはり市としては毎回、この今回は5年間ですけども、指定管理を選考していく上に当たっては、一般的には指定管理者制度は、民間の専門管理、専門的な知見を活用したサービスの向上と、あと費用対効果、コストのできるだけ削減も図っていくという、この2つの大きな目的があるかと思うんですけども、今回の選定に当たっては、このあたりの考え方、指定管理者の活用についてどういうふうな考え方を持って選定に入ったのか。

それからまた、一般的に言われるのが指定管理、民間にお願いした場合に、万が一途中で何かの大きな不祥事や事故等があった場合には、いつでも市のほうが直営でサービスが提供できることも常に考えておかなければいけないということも言われておりますけども、このあたりの考え方について市のほうとしてはどのような考え方、整理を持った中で今回の指定管理の選考等に入られているのか、この点についてまず確認したいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 指定管理者の指定ということでございますけれども、東大和市としましてはですね、行政改革大綱などによりまして、持続可能な行財政運営ということで民間活力の知見を東大和市のほうに取り入れまして、効果的な効率的な行政運営を進めるという方針を出しているところでございます。

また、指定管理者の選定につきましては、指定管理者制度に係る基本方針というのも定めまして、東大和市としての取り組みも進めているところでございます。そういう中で、今回もですね、市民会館の指定管理者に当たりましては、そのサービスの向上を特に重点を置く形の中で選定を真摯に行ってまいりました。

またですね、不祥事等というお話ございましたけれども、市民会館の条例の中にはですね、法令遵守などの規定もございます。それに違反しますと取り消しの条件などもあります。また、基本協定の中できちんと遵守事項も定めておりますので、その辺もきちんと事業者さんと調整をとりながら法令遵守、そういう市民サービスが安定的にできるような、そういう形で市としては取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そのサービスの向上と、またできるだけコストの低減ということも当然見ていかれているんだと思います。要はスタートする指定管理入れるときは、そこのあたりを意識して指定管理、この施設であれば指定管理になじむんじゃないかということでスタートしたんだと思うんですけども、やはり5年間の事業を行った中で、また新たな指定管理者の選定に入っていく段階でも、やはりその点を確認をしながら、このまま指定管理を続けることでサービスの向上とコストの低減が図れる、総論としての市民サービスの向上を図れるということを確認をしながら、手続を進めていくことが必要なんだろうというふうに思っております。その上で、今回の指定管理者の提案が過去に当初に指定管理を受けていた事業者に戻るという形になるわけで、私どもとしても2つの指定管理者のサービスを議員としても市民としても経験ができたわけでございますけれども、その上で今回の市側としてのこの選考委員会等での議論の中で、最終的にこの前業者に戻った、手元に資料として基本事業計画書をいただいているわけですけども、最終的にこの事業者の評価が高かったっていうところの、その内容なり市側の評価っていうことについて、改めて御説明いただきたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの今回の指定管理者の候補者の評価の理由でございますが、市の公式ホームページのほうで御紹介をさせていただいておりますが、選定理由といたしましては、5項目ほど挙げさせていただきました。1つ目が来場者増、来場者をふやすことにつきまして、積極的な取り組みが期待できること。2つ目が地域の芸術文化の振興について、積極的な取り組みが期待できること。3つ目が施設の稼働率の改善について、積極的な取り組みが期待できること。4つ目がにぎわいの創出等について、積極的な取り組みが期待できること。最後、5番目が日本一子育てしやすいまちを目指した市の施策に即し、子供及び子育て世代等に向けた芸術文化の振興事業及び奨励・普及事業に関する取り組みが提案されていることであります。これらに基づいたさまざまな御提案をもとに、評価が高かったということで、選定をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） なかなかこの難しいところなんですけど、要は前事業者、今回これまで受けてた事業者も私たち議員の目から見ると非常に頑張ってた、地域への働きかけ等も相当頑張っていたかなっていうふうにも思えるんですけども、そのあたりもう少し具体的に、どの点の評価が高くて、またはどういう事業をさらに深掘りをしていただくっていうことで、市として期待をしているのか。総論的なことでもあるんですけど、またもし各論部分でこの点の評価っていうことがありましたら、御説明いただきたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 提案理由につきまして、少し提案内容から個々の事業等を御紹介させていただきたいと思えます。

1つの例といたしましては、市民会館を活用する事例といたしまして、市民講座、市民を対象とした講座やワークショップの事業といたしまして、年間100こまの事業展開を図るという提案がなされたことであるとか、あるいは子供及び子育て世代等に対しましては、例えばゼロ歳から楽しめる親子向けのコンサート、あるいは親子で体験できるファミリー層の参加を促す仕掛けを心がけていくという提案があったことを評価の1つの内容といたしております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） じゃ、もう少し具体的に聞きますけど、この基本計画事業書の中で2ページになるんですかね、魅力ある施設運営に向けた施策ということで、5つ挙がっておりますが、例えばこの中で3番目に施設稼働率60%超の達成ということで、この表を見て改めて前事業者での稼働率と、また現事業者での稼働率は改めてこんなに落ちてたのかなって、議員としてもよく認識してなかったところで反省してるんですが、このあたりはその前事業者と、今期受けている事業者との間でどのような取り組みの差があった中でこうなっているのか。また、今回の再度の新しい会社での指定管理の中で、このような目標の達成が果たしていけるっていうことをどのような形の中で市としては認識をされているのか、伺いたいと思えます。

○地域振興課長（大法 努君） 現指定管理者におきましても、さまざまな営業を強化するというので、この辺の利用者の施設の稼働率というものの強化につけては努力していたというふうに私どもも認識しております。さらに、今回の候補者におきましては、例えば提案にございますワークショップ講座を一般利用を阻害しない範囲で、例えば施設の空き区分を活用したスケジュールを組む、そういう取り組みをすることによりまして、施設の稼働率の向上にもつなげるということで、こちらのほうの数値目標をしているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） いや、そのあたりがですね、いや、だから例えばこの資料でいえば、平成25年には62%以上の施設稼働率が達成できてたっていうことになっているわけですね。それが26、27、28とぐっと落ちてるっていう形になってくると、改めて私も認識としてはある程度施設稼働率は横ばいで推移してるもんだという思い込みがあったんですけど、こうやって数字で見せられると、前施設管理者と今回の指定管理者との間でどのような取り組みの差があってこんなに差が出るのか。そのあたりはどういうふうに総括し、また選考過程の中で評価対象になっているのか、そのあたりはいかがでしょう。

○市民部長（村上敏彰君） 事業計画書の2ページにあります、施設稼働率の件で御質疑でございます。

今回の提案されている前の指定管理者と現指定管理者での施設の稼働率についてでございますけども、現指定管理者におきましても、今地域振興課長が申し上げましたように、稼働率はその前の指定管理者よりも低いという認識は当然あったわけございまして、それがアウトリーチ事業ですとか、さまざまな事業でその稼働率を上げようという努力は続けてまいりました。そのことに対しては、私どもは評価しているわけございまして、それを今回の指定管理に当たりましては、過去の実績がどうだったとか、そういうことではなくてですね、今後5年間どうやって今の施設をよくしていこうとか、市民ニーズの満足度を上げていこうとか、稼働率を上げていこうかっていうお話で評価をさせていただきました。したがって、前々回と前回の比較とか、そういう形での評価はしてございません。

今回の指定管理者の提案が現行の率よりもかなり率が高いという、目標値が高いということは、私どもとするとそれなりにその事業者が持っている特別なノウハウがあるのかなというふうには感じております。具体的に数字を示せるわけですからと感じましたし、逆にもう一点ですね、両方の応募者が運営している施設を事前にですね、拝見させていただきまして、今回御提案している業者につきましては、イメージ的ですけども、かなり事業の個々人としてもございますが、ホスピタリティー、おもてなしの精神を大切にしようという企業ですね、風土が感じられました。そういったこともですね、その稼働率については影響してるのかなと、これは私の感じですけども、そんなような感じをさせていただきます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） わかりました。

じゃ、指定管理者の稼働率を上げていくっていう、その姿勢そのものを評価されたということで受けとめました。

もう一点、このページのところで、5番目のところで関係機関との連携でまちなか活性化事業展開っていうことで、お笑いのイベント等を積極的にやっていきたい、商店街の活性化やっていきたいということで、事業書の中で提案がされております。それでこれは私の個人的な評価なんですけども、今回再度コンベンションリンクエージさんとの契約ということで上がっておりますが、以前のその指定管理のときには、この地域との連携とか、まさに今おっしゃったようなアウトリーチ的な事業が非常にちょっと計画で上がっている割には取り組みが薄かったんじゃないか、進んでなかったんじゃないかっていうところが見られて、一方で、施設の稼働率、またおもてなし等は確かに評価が高かったんじゃないかなっていうのが個人的な感想なんです。

それで、現指定管理者は逆に何とか地域との連携とかまちの活性化っていうことについては積極的に取り組んでたんじゃないかなっていうふうには感想を持てるんですけども、そういう中でやはり単にこの貸し館というか、ホールを管理してるっていうだけではなくて、そのホールを活用した東大和市の文化芸術の振興なり、今先ほどから御説明いただいた子育て支援等も含めたまち全体の活性化にどうこのハミングホールの指定管理者事業がつながっていくのかっていうことが一番大きな期待でもあるわけですけども、このあたりこの5番目に示してあります、このまちなか活性化事業等が再度今回の指定管理者によってどのような事業展開が図られていくのか。また、市としてどの程度期待を持っていらっしゃるのか、この点について伺いたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 事業計画書の5番にございますまちなか活性化事業についてでございます。

確かに御質疑がございましたように、現指定管理者におきましては、アウトリーチ事業、特にうまかんべえ祭ですとか、産業まつりとか、そういうところに対してですね、アウトリーチ事業を展開していただいたということは、私どもも高く評価しているところでございます。今御提案しているですね、指定管理者につきましても、私どももお話を伺う中では、やはりアウトリーチ事業によってですね、市民会館を中心としたにぎわいの創出、こうしたものを大切にすることが伝わってまいりました。具体的には先ほど申し上げましたようなワークショップの講座の開催ですとかですね、あそこの市民会館っていう場所の中ではございますが、中に今度は外から市民を呼び込んできてワークショップを開催し、それを今度アウトリーチ事業として、例えばうまかんべえ祭のホールで発表するとか、そういった形の事業につなげていくものだ。あそこの場所自体をですね、にぎわいの創出の場所とするということが1つのコンセプトになっているというふうに理解してございますので、アウトリーチ事業の手法はいろんな祭りに出てくってということも1つですし、今回提案されて

いるように、あその場所をにぎわいの創出の場所とするということも、私どもアウトリーチ事業の重要な柱と考えておりますので、そういったところを評価したということでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 大体市の評価点については確認をさせていただきました。

先ほどのお話の続きで65ページですかね、65ページの中にまちなかお笑いバトルっていうことで、地元商店街との協働でにぎわいの創出等を図りながら、ハミングホールの利用者にもつなげていきたいというような計画も示されております。地元の商店街等の活性化にもつながる、このような事業をぜひ新しい指定管理者のもとで進めていただきたいと期待をしております。

以上です。

○委員（関田 貢君） 私はね、このハミングホールのできた当時のことを、この指定管理者でこのかわったことで、ちょっと思い起こしたときにですね、このハミングホールをつくるときに、芸能人を呼べる、そのホールをつくるというね、大きなその考え方を持つと、1,000人以上のホールを持たなければ、そういう芸能人を呼べないんだとあって、1,000人っていうことは1,200ですね、1,000人以上、ここらでいくと。そういうホールをつくる議論と、また地域にその市民の対象にした、その施設なんだと。だから市民の発表の場のホールをつくるんだと。だから1,000人のホールは要らないんだと。だから一般芸能人を呼び込むっていうんじゃなくて、市民活動の発表の場にするというような感覚で、この市民ホールが800と指定されたんですね。ですから、そういう感覚を持って今までその直営でやってきた市民ホールの運営の仕方を民間活力導入によって、市民サービスが直営よりはさらにサービス向上がしたと私は思ってます、そういう点ではね。

しかし、これからこの施設利用ということで、施設の運営ということを考えると、今他の議員の質問にもあったように、指定管理者の指定についてね、前回と5年前の今後5年後の経営者はかわったと。じゃ変わった内容を聞くと、評価の検討の結果では余り差はなかったと。しかし、その答えを今答弁の皆さんから聞くと、地域にいかにか密着した事業が今後進められていくかということだと思えるんですね。しかし、私はこういうふうに自分もこの公民館を地元の市役所北側から都営住宅、南へ駅周辺に持ってくということで提案した一人としてですね、やっぱり活性化をしながら施設利用も高めていかなきゃいけないという、その施設利用をするという維持管理がね、私は大ホールと小ホールの使い勝手がね、いまいち市民に僕は使われ方の研究をもっともっとしなければいけないのかなと。大ホールっていうのは中途半端なんですね。芸能人が使うっていうのも、事業を縮小して、例えば1クールを本当は40分かけなきゃいけないところを30分で切り上げて、午前中と午後を2回の公演を打つというときに、時間を詰められちゃう。中身もっと聞きたかったっていうと、あれ、あそこで聞いてったことと、ここで大和で聞いたのは割愛されたというようなね、事業内容が報告されてますよ。

ですから、私はそういうその地域ニーズに合った市民活動の場であるというならば、市民活動を中心とした企画、そしてひいてはその効率が、今このデータを見ますとですね、小ホールでは86%、利用率が高いんですね。ところが大ホールでは60%、この60%を、じゃ残り40%を努力しよう、せよと仮に私たちが言ったところで、市民の発表の場のホールが800でいいっていうんですから、800を使い切れる市民の団体が使って余った40%という言い方のほうが僕は正しいと思うんですよ。余った施設利用が興行主に喜ばれる施設なのかというときに、余りにもこの要望とね、この指定管理者にああだ、こうだと要望ばかりしても、この施設がね、そのような使い勝手の仕様なんですから期待してもね、その期待の言葉どおり上がってこないと私は思いますよ。だからその点について、この施設利用の考え方というのは、もう一度この指定管理者に、この内容を聞い

たって、さほど前回と今回の指定管理者は地域ニーズだけのよさを期待するということで入れかわったということであるならば、そこの辺の考え方をもっともつとね、PRしなければいけないんじゃないかと私は思ってますけど、どうですか。

○市民部長（村上敏彰君） 今ですね、委員から御指摘ございましたように、直営でやっていたときに比べまして、まあ今の指定管理者もそうですし、今御提案している指定管理者もそうですけども、10年前の直営でやっていたときより格段に利用はよくなったと、こういうところで私どもは評価しているわけで、指定管理者を導入することによってですね、民間活力を導入することによって、各段に利用の範囲は広がったということは認識してるところでございます。

今御指摘のございました800人っていうホールがですね、その興行を行うためには、やはり規模的には小さいんだということでございますが、市民会館のですね、稼働につきましては、私どもはその主な理由としてはですね、市民の文化の向上とか、そういうことも目的としては指定管理者に期待するところはあるんですが、貸し館としてのですね、施設の利用をですね、要は営業ですね、そういったことをぜひお願いしたいということでございます。幸いにですね、あそこのハミングホールの大ホールにつきましては、施設の音響効果は大変クラシック関係にはですね、大変いいという評判もいただいておりますので、ぜひそういったあいている時間、土日を除いた平日のですね、そういったあいている時間帯をですね、いろんな形の発表会とかですね、そういうもので御利用いただくような、そういう営業活動、こういったものについては引き続きやっつかないですね、なかなか議員さんのおっしゃるように、その稼働率というものは上がっていかないということで、そういう営業努力については今度今御提案している指定管理者には期待しているところでございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） ですから、稼働率を上げるっていうときにね、私は小ホールでも大ホールでも、もう地域がね、自分たちの芸術の場だって言っているわけですから、その日程っていうのがね、もうはっきりしてるわけですよ、市民の利用日程が。ですから、小ホールでもここここはあいてる、あるいは大ホールもここここはあいてるっていうこの営業活動をね、指定管理者がどうこれから対応していくかっていうことが問われるというね、もう今までの直営から指定管理者になったときの報告をいただいている。そしてこれから指定管理者と指定管理者がぶつかり合って、中身を検討してみたら、そういう技術的なことじゃなくて、地域に今後の5年間どう地域密着の事業を展開して、地域の事業をどうハミングホールで人を呼ぶかという新しいニーズを期待してるということですから、ぜひそういう公民館の使い勝手、そしてその持続可能ということであるならば、こういうまちの事業っていうのは私も1回事業で失敗してます。ある事業者の応援してて。それはですね、心配りが足りないですよ、幾ら指定管理者っていえど。

私はね、10年間も続いている人が自分の事業をイベントを打って、そしてそのイベントの申し込みが1日おくれちゃったと。おくれたために抽せんができなかったと。抽せんしなきゃいけないっていうことをわかってたらしいけれど忘れちゃったと。そういうときに抽せんだっかって10年間続いたことがぼつとね、日程が吹っ飛んじゃうと。こんなばかなね、ことが、管理者がいたら、そういう管理者じゃなくて、待てよと。こういうふう到现在まで続いていたイベントがここまでも第3だ、第3があるイベントがきょうは見えないけれど、ここの団体に対しては、今回抽せん会、いいですかとか、念押しの、そういう心配りはね、私はしてほしいなと。私、小ホールで、そして暮れにやる事業が新年に延ばされたりというようなことがあると、やっぱり利用者も不満が募るんですよ。ですからそういうことのないように、ぜひね、思いやり、そして定例的にもう大

ホールの使い方は、市が使う事業、そして市民ホールでも小ホールでも使う団体がある程度市の事業のときから指定管理者がやって、そして今度新しい管理者でもその流れがもうつかめてると思うんですよ。ですから、使用率を上げるためには、やはり既成の団体を大事に育てて、そして新しい事業を盛り込むという方法をとるっきゃないと私は思ってるんです。ぜひ頑張っていたいただきたいと思うんですが、どうですか。

○市民部長（村上敏彰君） 今委員から御指摘のございましたことは大変重要なことだというふうに認識してございます。幸いにでもですね、今御提案している指定管理者につきましては、先ほどの他の委員の方の答弁と重複になりますけども、企業としてのモットーがですね、ホスピタリティーですとか気配りとか、そういうところが企業ですね、モットーであるというふうにお伺いしておりますので、そういった形での接遇とかですね、含めまして、そういった方の対応がですね、今後さらに充実されるものと考えておりますので、そういったことに期待したいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほどから稼働率の件が出てるんですけど、私も稼働率に関してはかなり気になっている部分がございます。稼働率は増加して63%の高水準を目指すということなんですけども、この63%というのは、これ現に全体から見ても高水準なのかどうかという部分と、あと広報活動なんですけども、広報に関してはかなり17ページですか、さまざまSNSとかポスター、チラシ、新聞雑誌、メールマガジン、さまざま行って、知られているようなんですけども、実際には状況はどうなのか。っていうのは、大ホールでも当然人気のある人はかなり人数が入っている部分も見受けられますけども、実際にはかなり有名な方が来ても、実際には閑散であったっていうケースがありました。閑散とまではいかないですけども、尾木ママが来たときに、何か空席がかなり目立ってたっていうのを聞きました。

さまざまな広報の仕方があると思うんですけども、現状の広報の仕方でもいいのかどうか、提案としては自治会とか東大和市はマンションがかなり多いと思うんですけども、そういったような管理組合との連携をとったりとかですね。そういった形をすることによって、かなり集客力もアップするんじゃないかと思っておりますけども、この広報活動と稼働率についてお聞きしたいと思います。

○地域振興課長（大法 努君） ただいま委員から稼働率の件につきまして御指摘を賜りました。確かに前回の62%というところ、これ全館の稼働率でございますが、高い水準でございました。ちょっと直営のときの稼働率ということで数字はございませんが、私どもの今の現状からいたしますと、高い水準ではあるというふうに思っております。さらにここを超えるような高水準を目指すということで、さまざまな効果的なマーケティングを行うとか、より効果のある企画、効果的な宣伝を通じて、これから集客増を図るという御提案をさせていただいております。

ただいま御提案のございました広報についてでございますが、こちらの新しい候補者につきましても、かなり広範囲、西武線の沿線であるとか都内、都内にかかわらず関東近県でもさまざまな施設で運営をやっております。そういったところでスケールメリットを生かした、この市民会館、東大和市民会館の宣伝もあわせてやってくださるということで、その鉄道、公共交通機関、それから公共施設を生かしたあわせた宣伝を私どもの施設に関してもやっていただこうというふうな御提案をいただいております。

また、自治会等の連携ということで、地域との連携というものは市民協働という意識の中で新しい指定候補者も唱えていると、提案しているというところでございますので、こちらのほうにつきましても期待しているところでございます。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 提案している指定管理者が事業計画書で出ている63%の、62.1%という稼働率ですね。こちらについての評価ということでございますが、この表でございますと、平成20年度の市の直営のときが53.2%ですので、そういった意味からいきますとですね、かなり高水準な稼働率だなというふうには認識してございます。

先ほど1つ事例としてございました尾木ママの講演会というのがございましたが、こちらにつきましては、どうも何か事前申し込みを最初にしたということで、なかなか当日行ってもなかなか入れないのではないかと、そういう時代なそういうものが作用して、なかなか埋まらなかったようなことも聞いておりますので、そういうことも教訓に踏まえまして、利用率、稼働率の利用のですね、市民の利用の増につきましては、工夫してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） これは1点要望ですけども、東大和、かなりマンションが多いですよ。1つのマンションに300を超えているマンションもありますし、そういった部分では掲示板にただポスターとかチラシを張るだけでも効果があると思いますので、そういった面では特に予算もかからないと思いますので、ぜひ要望としてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員（実川圭子君） いろいろ質疑が出たので、おおよそ理解しましたけども、1点、市民サポーターのことにしてお伺いしたいんですけども、ハミングホールができた当初はホールスタッフとして活躍している方がすごく目立ったんですけども、その指定管理者になってから、ちょっとその市民サポーターの方の位置づけですとか、ちょっと人数なども減ってきてるんじゃないかっていうことを聞いたりしてるので、そのあたりの状況ですとか、あとやはりそういう市民の方と一緒に盛り上げていくってことが私は一番大切だと思いますので、そのあたりの取り組みなどを、この次の業者がどのように考えているのか、そのあたり教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） ただいまのホールサポーターの件でございます。

人数的にはですね、21年度30人、22年度25人ということで、それ以降はほぼ同じ、同人数で推移しているということでございます。次期候補者につきましても、同様のこういうホールサポーターの皆様方に活躍をしていただく場をもって、施設のにぎわいの創出、そうしたものに力をかしていただきたいということで考えていると認識しております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 済みません、今人数のところがちっとわからなかったのもう一度教えてくださいませんか。

○地域振興課長（大法 努君） 21年度が30人、22年度が25人、あと23年度が24人、24年度が25人ということで、以後同水準ということで人数が推移しております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 今24年度という随分前でですけども、最近の数字はきちんと把握されているのか、その同水準というのはどの程度の把握なのか、教えてくださいませんか。

○地域振興課長（大法 努君） 失礼をいたしました。

29年度、直近でございますが、こちらが今28人というふうになってございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） わかりました。

では、同じように活躍していただいているということで、ぜひ市民サポーターの方と連携してハミングホールの事業が盛り上がるように進めていただきたいと思います。

○委員（中間建二君） 済みません、ちょっと聞き漏れたことございまして、伺います。

議案資料の一番最後のページに、5カ年の収支予算書の数字が掲示されております。指定管理委託料ということで4億8,935万円ということになるかと思えますけれども、今回改めて指定管理を行うに当たって、仮にこれを直営に戻した場合には、どれぐらい費用がかかるのかということまで勘案した上で、この指定管理の選考ってということになっているかどうか。このあたりの試算ってというのは、もしされているようであればお尋ねしたいと思えます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市民会館の事業を指定管理から直営に戻した場合の試算でございますが、詳細の試算というのはいたしてございませぬ。ただ、参考として、今手元にある資料で申し上げますと、実際の直営の時期の平成14年度から18年度までの5年間、指定管理委託料に相当する額といたしましては、7億2,793万円というデータを整えておりますことから、その比較の中では指定管理を導入していくことによりましての金銭的な効果というの見受けられると考えております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 直営と比較しても相当のコスト的なメリットもあるということで、やはり私は指定管理を毎回市として選び、指定管理を進めていく中では、サービスの向上と、このコストのメリットということをややはり市としても積極的にPRしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後にですけれども、これまでここ数年、ハミングホールで例えば舞台の音響ですとか照明ですとか、市のほうもさまざま御努力いただいて予算計上し、施設の改善も図られてきているかと思えますが、今後この新しい5年間の指定管理者の中で新たに大きな設備投資等を市側が負担する見込みが今どの程度あるのか。また、この5年間の中で指定管理者のほうで努力いただくような修繕等の施設整備等の内容がもしあるのであれば御紹介をいただきたいのと。ハミングホールもここで10年超える中で、当初に購入したさまざまな備品等の劣化ですとか老朽化ということも現場では聞いているんですが、要は市のほうで対応する部分と、それから指定管理者のほうで対応する部分とがどの程度今現状見通しがあるのか、この点について伺いたいと思えます。

○市民部長（村上敏彰君） ハミングホールですね、今後の修繕計画ということでございますが、そちらにつきましては、東大和の実施計画ですね、今後3年間についてのみですね、計上させていただいているということでございます。その後につきましては、まだ計上がされておりませぬので、その後も引き続き10年以上たっている施設ですので、引き続き大きな修繕が必要だというふうには認識してございますが、実際具体的に載っているのは主要事業の3カ年の部分だけでございます。

指定管理者とのですね、契約の中ではですね、50万円以下の小修繕、こちらにつきましては、年度の指定管理料の中で賄っていただきたいと思います。それ以上のものにつきましては、要相談ということになってございますので、そういった形で50万円以上につきましては、私どもと基本的には大きな金額については主要事業、あるいはそれであれば補正予算という形になりまして、50万円以下であれば指定管理者の年間における修繕費用の中での賄いと、このようなすみ分けをしているところでございます。

以上でございます。（「備品」と呼ぶ者あり）

備品につきましては、こちらにつきましては、市のほうで購入した備品を引き継いでいるものと、指定管理者が独自に購入したものと、数は少ないんですけども、ございます。この市が購入した備品の更新につきましては、これは市が購入しているわけでございますので、市の予算で購入すると、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（中村庄一郎君） それでは、済みません、もうたくさん皆さんのほうから意見もですね、質疑も出そろったところではありますけれども、一言だけ。

まず、基本的な単純なことだけちょっと要望としてお伝えさせていただきたいと思います。（「質疑ですよ」と呼ぶ者あり）質疑だけ、そう。はい、わかりました。じゃ、後ほどお話しさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議のないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（中村庄一郎君） それではですね、先ほど質疑の中で皆さんたくさんいろいろないい質疑が出てましたところで、ちょっと基本的なことだけですね、要望としてちょっと伝えさせていただきます。

指定管理者制度ということでありますので、やはりですね、これについてはまずは信頼度、それからサービスの程度ですね、それから特に大切なのはコストというふうに思います。その中でもやっぱりですね、市の政策についていかに即している事業主であるかということもすごく必要があると思います。そのこのところをですね、ぜひ契約時も含めですね、例えば継続、やっぱり期待することが1つの継続につながるのかなというふうに思います。継続ということはやっぱり市の、市民の皆さんの安心・安全にもつながるということでありますので、ぜひそういうことではやっぱりなるべくですね、あんまり業者がかわっていくとかっていうよりも、やっぱりそのこのところの調整はですね、うまくしていただきたいと思います。管理する市側としてはですね、できるだけ例えばそのできたこと、できないことの報告とかですね、やっぱりそれなりの評価をきちっと先方から出してもらうことがまず1つと、それからそれを評価できる対策が1つかなというふうに思います。

またですね、こういうような今回ハミングホールということでありますけれども、こういうような施設につきましてはですね、やっぱり危機管理状況、こういうのが非常に必要性もあるかなというふうに思っております。ぜひですね、まあ緊急時の対応ですとかですね、そういう部分なんかも評価の対象にも入れていただくかですね、必要性もあるかと思えます。

以上のことは本当に基本的なことではありますけれども、ぜひ行政側としていろいろ考えていただければと思います。その中で例えば今度は、じゃ市でできることが何かなくなっていうのを改めて考えたときに、この指定管理者のその指定についてはどうなのかなというのを、どっかで一度検討してみる機会もつくっていただくとよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第48号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査、日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について、本件を議題に供します。

本日より3番目の学校教育についての調査を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、小・中学校学習指導要領等の改訂について及び当市での小中一貫教育の状況と課題について、担当部署より説明していただいた後、質疑等を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○学校教育部長（田村美砂君） 小・中学校学習指導要領等の改訂について及び当市での小中一貫教育の状況と課題についての説明に当たりまして、資料を配付させていただきたく存じます。委員長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ただいま学校教育部長より申し出のありました資料の配付については、委員長においてこれを許可いたします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） それでは、小・中学校学習指導要領等の改訂について及び当市での小中一貫教育の状況と課題についてということで、まず私のほうから学習指導要領の改訂等について御説明をさせていただきます。その後、吉岡副参事のほうから、小中一貫教育の状況と課題についてということで、順次説明を

させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料がございますけれども、資料の前提として、今回の学習指導要領改訂の背景、経緯について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。現代社会において、インターネット等を初めとする情報技術が大変便利になりました。CM等でもありますが、オーケーグーグルなど、検索すればある程度情報が、知識が手に入ってくる。また、AI、いわゆる人工知能が教えてくれるような時代にも入ってきております。今の子供たちが大人になるころには、今よりもっと便利になる、そういった時代が来るのが容易に想像できます。そのような時代において、例えば解き方がある程度定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続を効率的にこなしていったりすることはもちろん大切な事柄ではありますが、それだけでは到底太刀打ちができない時代に入ってきていると言えると思います。

そんな簡単な問題や仕事は世の中には少なくなってきていますし、簡単なことしかできない人間を企業はなかなか採用しづらいような状況もございます。それこそそういった仕事をですね、AIがやってくれるような時代が来るかもしれません。

また、今後社会が多様化、複雑化、困難化し、予測できない社会になっていくことを考えると、主体性なくただただ情報の渦に流されてしまう人間、あるいは他者と協力して事に当たれない人間も恐らく苦勞する場面が多くなるのが予測できます。こうしたことから、主体的に学びができる子供を育て、学校の勉強だけで完結せずに生涯にわたって能動的、いわゆるアクティブに学び続ける力を育み、そのときの情勢や直面する課題など大小にかかわらず、自分の知識や情報や考える力などを活用して解決に当たり、新たな知識や価値を生み出したりできるように取り組んでいく。また、その過程を通じて自分が持っている知識、情報等をアップデートしていく、そんな人間を育てていくということが大きな学習指導要領改訂の背景となっております。

そこで、資料の幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等改訂のポイントという資料をごらんいただきたいと思います。

今回の改訂の基本的な考え方として、1番、大きく3点がございます。

1点目は、社会に開かれた教育課程、これを重視すること。

2点目は、確かな学力を育成すること。

3点目は、豊かな心や健やかな体を育成することです。

1については、今回の大変大きな柱であるというふうに捉えております。2番目、確かな学力、また3番目の豊かな心、健やかな体につきましては、これはこれまでの生きる力の育成、これを継続されておりますし、またそれを明確にしていくという方向性が示されたものと考えてございます。

それでは、最初ですね、社会に開かれた教育課程について簡単に御説明をしたいと思います。

まず、そもそも論にはなりますけれども、教育課程というところの定義になりますけれども、学校教育の目的、目標を達成するために、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画というふうに位置づけております。例えば小学校においては国語、社会、理科、算数、あるいは外国語ですとか特別活動とか道徳ですとか、そういったいわゆる授業に位置づいているものということで、時間割に位置づけられたものを指しているのが教育課程というふうに学習指導要領上では定義されています。

で、社会に開かれた教育課程ということ考えたときに、中央教育審議会では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を、学校と社会が共有し連携、協働しながら新しい時代に求められている力を子供たちに育む社会に開かれた教育課程の実現を求めるというふうに示されております。

つまり、これまでどちらかといえば学校の視点でつくられ進められてきた教育課程、あるいは教育活動を、よりよい社会をつくるという視点で教育課程を通して、その目標、方向性等をさまざまな方と共有をして教育活動を展開していくといった趣旨と捉えております。これまでもですね、学校は開かれた学校づくりということで、さまざまな教育活動を開いて公開したり、情報発信など積極的に行ってきたはありましたけれども、全国的なところで見ると、例えば部活動の外部指導者ですとか、登下校の見守り、あるいは放課後子どもプラン等ですね、教育課程、いわゆる授業外の参画にとどまっているような事例っていうのも多く見られているところです。そこをですね、開かれた学校から一歩進んで社会に開かれた教育課程、いわゆる授業のほうにも踏み込んでいくというようなところですね、これから保護者、地域が連携し協働していくことが求められているというところで、社会に開かれた教育課程を重視していくという流れになっております。

続いて、2番目の確かな学力についてでございますが、この確かな学力を特に生きる力の中の中心となるところっていうか、大きな柱になるところではありますけれども、これを育てていくために、よく出てくる言葉としてアクティブ・ラーニングという手法がございます。アクティブ・ラーニングについては、名前から連想していくイメージとしてですね、大変主体的な活動というようなイメージを持たれる学習を想像ができるところでございます。しかしながら、それがですね、1つ間違えると深まりを欠くと、表面的な活動に陥ってしまう。いわゆる活動あって学びなしの授業、あるいはいい授業を見た後に、それをなぞるが余り、指導の型をなぞるだけの意味のある学びにならない授業というような心配もございます。アクティブ・ラーニング自体は小中学校においては、今までも積み重ねてきた経緯がございますし、それをさらに一歩進めていくという視点が示されているところです。

このアクティブ・ラーニングが出てきた大もとの経緯としては、高等学校教育において、大学入試に向けた対策が学習の動機づけとなる、あるいは小中学校に比べて知識伝達型の授業にとどまりがちであり、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないというような指摘から出てきている授業スタイルというふうになります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、アクティブ・ラーニングという表面的なところでの心配がありますので、誰もが意味のある学びを実践するために、これまで我が国が培ってきたすぐれた教育実践に見られる普遍的な視点として、主体的・対話的で深い学び、資料の2番のところにも表記がございますが、この主体的・対話的、深い学びが求められるという視点になっています。アクティブ・ラーニングは、これとほぼ同義語というふうに捉えていただいて構わないというふうに文部科学省も示してございます。

続いて、基本的な考え方の2番目の確かな学力、あるいは3番目の豊かな心や健やかな体の育成に向けてですね、資料の一番下段になりますが、3番、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立ということが言われてございます。これは資質・能力の育成に向けて、これからは1つの教科だけで何かを完結させていくということではなく、さまざまな教科等を関連づけながら、意図的・計画的に子供たちの資質・能力を最大限発揮できるようなカリキュラムの育成、カリキュラムのマネジメント化を図っていくことが重要であるといった視点で示されているものでございます。したがって、1つの子供たちの力をつけるためにさまざまなアプローチをしながら、子供たちに力をつけていこうということで、各学校でカリキュラム構成を改めて見直し、それを子供たちに反映をさせていくといった流れになってございます。

裏面をごらんください。

裏面2ページ目、また3ページ目につきましては、今回の学習指導要領の主な改善事項、また重点事項とい

うふうなことでの抜粋となっております。全てはちょっと説明し切れませんが、どれもですね、これまでの学習指導要領の中で重要視されてきたものではございますので、それを改めてさまざまな新たな視点も入れながら強化しようといったところで示されているものです。ただ、今回の学習指導要領で新たに示されている、あるいは実施されているものとしては、左側の道徳教育の充実、これが平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で完全実施となります。また、外国語教育につきましては、これまで小学校の5、6年生が外国語活動行われておりましたが、それが3年生から前倒しになり、5、6年生では新たに1時間授業時数をふやし、外国語科としてこれからは実施されていく流れになります。

右側の情報活用能力、中盤の下段のほうになります。これは子供たちに育てたい資質・能力の基盤としての力としてですね、示されているものの1つでございます。その中に新たに小学校からプログラミング教育を導入するといったことが示されているところでございます。

詳細については、また何かございましたら、お答えができればなというふうに考えてございます。

この後、小中一貫教育について説明をさせていただきます。

私からは以上です。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） それでは、私のほうから小中一貫教育の状況と課題ということで説明をさせていただきます。

東大和市では、教育目標である知・徳・体をバランスよく育て、次世代を担う生きる力を身につけた児童・生徒の育成を目指すために、義務教育9年間を見据え、小学校から中学校へ円滑に接続することを課題として、平成24年度から小中一貫教育を推進してまいりました。

それでは、平成30年度東大和市教育委員会「学力向上・小中一貫教育」についての資料をごらんください。こちらのものがございます。

資料のとおりですね、下にある東大和市が進める小中一貫教育の取組を基盤としまして、中学校グループごとの特色ある取り組みが展開し、それをもとにですね、東大和市教育委員会としての学力向上に向けた取り組みを実施していくというものでございます。

まず、東大和市が進める小中一貫教育の取り組みについてでございますが、これまで市内全ての小中学校が共通して指導をすることとしてですね、学力向上、健全育成、体力向上に取り組んでおります。学力向上につきましては、平成27年度に作成しました1単位時間の授業の展開例を活用して、児童・生徒が主体的で協働的な学びが進められるように取り組んでおります。

別紙になりますが、東大和市が進める小中一貫教育の資料ですね、こちらのほう開いてですね、お開きいただきまして、左のページをごらんください。左の下の段になります。こちらのほうに具体的にその展開例を挙げて掲載してございます。始業のあいさつに始まり、ねらいをつかむ、自分の考えをもつ、友達と学び合う、全体で高め合う、振り返る、終業のあいさつ、こういった流れになってございます。またですね、この1単位時間の授業展開例を踏まえるとともにですね、各教科等の特性に基づき、学力向上プロジェクト委員会が平成28年度に作成した国語、算数、道徳のリーフレット、また平成29年度に作成した資料である国語、算数、数学、小学校外国語、道徳のリーフレットを活用して、主体的・対話的な授業改善に取り組んでおります。

もう一度、ステップラーどめの資料のほうごらんください。

またですね、健全育成につきましては、平成27年度に同じく作成した7つのルールを活用によりですね、中学校グループごとに共通の取り組みを推進してございます。また、生活指導主任会においてですね、活用状況

について情報交換を行いながら、効果を確認しているところでございます。

続いて、体力向上でございますけれども、平成27年度に作成した補助運動を取り入れた授業展開例を活用して、1時間の授業において主となる運動の技能の向上、児童・生徒の運動への意欲の向上に取り組んでおります。

また、平成29年度に作成した元気アップカードを活用して、児童・生徒が主体的に体力向上に取り組めるようにするため、9年間継続してですね、体力テストに向けて毎年目標を設定し、記録を残すという取り組みも行っているところでございます。

次に、中段の中学校グループの特色ある取組ということでございますけれども、東大和市が進める小中一貫教育の取り組みを基盤としてですね、毎年中学校グループごとに9年間で目指す子供の姿を共有した上でですね、資料に示すような学力向上、教職員の相互理解、児童・生徒の交流、保護者・地域との交流の4つの項目ごとに、取り組みをそれぞれ計画をしていただきですね、取り組んでいただいているところでございます。

まず、学力向上につきましては、学習規律接続等の検討を実施しております。

第一中学校グループでは、一中学区生活の決まりとしてですね、共同で作成した継続的な授業規律表に基づいた指導を徹底してですね、規律ある学習環境の整備に努めているところでございます。

次に、合同研究授業・協議会を実施しております。例えば第五中グループではですね、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をテーマに設定してですね、国語、算数、数学、体育、保健体育、外国語の4つの分科会を組織してですね、年5回合同研究授業協議会を実施しているところでございます。

次に、小中合同補習教室を実施しております。第四中学校グループにおいてはですね、四中グループの地域未来塾を各校で週2回実施しております。実施に向けてはですね、合同で講師を募集したり、合同で説明会を行ったりしているところでございます。

また、五中グループではファーストステップスクールという取り組みをしております、春季休業中に4日間、各2時間ですね、新入生を対象として、新中学2、3年生が支援してですね、しながら補習教室を実施しているところでございます。

そのほかにも教職員の相互理解、児童・生徒の交流、保護者・地域との交流、示しているとおりに各学校が取り組みを工夫してですね、行っているという状況がございます。

続いてですね、各教育指導課におけるですね、学力向上に向けた取り組み、上段のものになります。これまで説明させていただいた小中連携の取り組みをベースにしながら、計画して実施しているところでございます。なお、ここの上段についてはですね、下線部を引いてある取り組みが今年度からの新規の取り組みとなります。

まずですね、市独自に複数人的配置事業としてですね、取り組んでおりますティームティーチャーの配置、少人数学習指導員の配置、学習支援員の配置などを実施しております。

また、市学力検査ですね、小学校第3・4学年の算数の学力調査、これは昨年度まで東京都の委託事業で実施していた学力ステップアップ推進事業が昨年度終了してですね、本市の新規事業として引き続き実施するものです。今年度から新たにですね、児童に課題が把握できるように個票を児童に返却するという取り組みをしてまいります。

続いて、全校を今年度学力向上推進校に指定して、各校でですね、創意工夫した取り組みを推進しております。具体的には授業改善推進プランの作成、また補充的な指導、校内研究・研修の市内学校への公開、その他各校の独自のですね、家庭学習の取り組みなど、さまざま工夫して行っていくというものでございます。

続いて、全校で補習教室「地域未来塾」の実施がございます。これは右上になりますけれども。

続いて、真ん中の下の段になりますが、学力向上ワーキンググループ・プロジェクト委員会、また英語教育推進ワーキンググループ・プロジェクト委員会を今年度からですね、新たに設置して取り組んでおります。ワーキンググループではプロジェクト委員会を企画するとともにですね、市内学校に有益な情報を発信するという機能を有する組織でございます。より一層学校と一丸となって教育委員会がですね、学力向上等に向けて取り組むことを目指すために設置しました。

スケジュールにつきましては、裏面等、次の2ページ、3ページ目に記載してある計画でですね、今後取り組んでいくということになります。この取り組みについては、平成32年度を目途にですね、3年間を見通して取り組んでまいりたいと考えているところです。

またですね、教育資料、もとに戻っていただきまして、1ページ目になりますが、また学校訪問を全校で実施したりですね、また学力調査結果を分析をもとにした取り組みなど、さまざまですね、学力向上に向けて教育指導課として取り組んでいるところでございます。

最後にですね、学力に関する市の現状と今後の課題についてでございますけれども、市教育委員会では、学校教育振興基本計画において、国・都などの学力調査における東京都の平均正答率との差をゼロにすることを平成30年度までの目標としてですね、学力向上を最重要課題と位置づけ、取り組みを充実させてまいりました。学力の向上、現状としましては、依然としてですね、都の平均正答率を下回る現状はございますけれども、市の平均正答率の推移につきましては、東京都の平均正答率との差が少しずつ解消されてきているという状況がございます。特に学力向上の成果としましては、同じ児童・生徒の学年進行で、平均正答率を見た場合、過去数年間において向上しているという状況もございます。

今後は小中一貫教育の取り組みを基盤にして、学力向上の取り組みを一層充実させていくことが課題であるというふうに考えてございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（和地仁美君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時53分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回の所管事務調査の項目を決めるときのことをちょっと思い出していただきたいんですが、さまざま学校教育や子育て支援、大きくくると日本一子育てしやすいまちづくりについてという形で調査を進めてきたところで、本日が学校教育関係の第1回になりますが、その調査項目を決めた際に皆様から出てきた小中一貫教育の状況と課題について、それから学習指導要領変更に対する対応について、特にアクティブ・ラーニングの状況などを知りたいということを1つにまとめて学校教育についてという形で調査を進めることになっておりましたので、今大きな概要のところを説明いただいたところです。

本日は、さまざま今の御説明に対しての質疑をしていただいたり、進めていく中でどこか皆さん一致して、これ大きな話ですので、ここを深掘りしたいとか、集中的に研究したい、調査をしたいというのが見えてきましたら、また皆さんどこか見にいきたいとか、いろいろあるかもしれませんので、そのあたりまで本日

は大きく進められたらいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの説明に対して質疑等がございましたら御発言、よろしく願いいたします。

○委員（木戸岡秀彦君） 私は、1点だけ。

小中一貫教育の体力の向上というところで、気になったのは元気アップカードって、全国的に小中学校の生徒の体力が低下をしてるっていう現状で、東大和に関してはどういう状況なのか、元気アップカードというのはどういうものなのか、その取り組みについてお伺いしたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今回の東大和市の児童・生徒の体力の現状については、詳細なデータが今ちょっと持ち合わせてませんので詳しくは御説明できませんが、東京都の平均を多くの学年で超えているという状況で、大変いい状況がございます。

昨年度も東京都の体力向上推進校として3校が、小学校2校、中学校1校が表彰されておまして、大変体力向上に向けた取り組みとしては成果が上がっているというふうに認識しております。

元気アップカードにつきましては、昨年度作成したものでございます。これが実は昭島市のほうで文部科学省の指定を受けて取り組んでいた取り組みを参考にさせていただきながら作成したものでございますが、本市としては9年間見据えた取り組みとして1冊にして、元気アップカードというものを作成しました。

詳細については、体力向上、体力調査に向けて子供たちがこれまでの記録を振り返りながら目標を設定し、それに向けて取り組みを行い、記録用紙をまたカードに張って振り返りをするというものでございます。子供たちが目標を設定して見通しを持って取り組みを計画しながら取り組むことによって、主体的に体力向上が図れるんじゃないかということで、今年度から全校で配布して取り組んでいるものでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 少し安心しました。

元気アップカードに関しては、やはり生徒の意識がないときよりも意識が変わってきてますかね。状況はおわかりになりますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今まで現在取り組み始めたところございまして、そういった取り組みも学校から情報収集しながら、今後その活用の仕方もどういう時期に、どういうふうに目標を設定したり、どういうふうに振り返ったりするのがいいのかということ、実は委員会等でちょっと情報交換をしながら今進めているところございまして、まだその成果というところまではちょっとまだ申し上げられない状況でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） じゃ、私は学習指導要領の改訂のポイントのところでお伺いいたすけれども、1つは、先ほどの御説明の中で、2番目の知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」、これがアクティブ・ラーニングと捉えていいという御説明でございました。

それで、アクティブ・ラーニングっていう言葉は今よく聞くわけですけども、何をもちいてアクティブ・ラーニングというのかというところがなかなか理解できてるようでできてないかと思うんですけども、一般的には、例えばグループ学習なりディスカッションなり、そういうものを通じて課題解決を導いていくというようなイメージを私は持っているんですけども。東大和市でもこの学習指導要領の改訂の前からそのようなアクティブ・ラーニングの取り組みは既になされてるものだと思いますし、積み上げもあるかと思うんですが、特に東大和市の学校現場の中で取り組まれている内容ですとか、またそのような状況についてちょっと御説明いただ

きたいと思うのと。

それから、いつも教育の場で、課題でよく思いますのが、全体で共有するものっていうか、いわゆるどうしても現場の先生方の力量によってうまくいく授業と、またやることが決まってるっていうか、同じことをやっても、どうしてもリードする先生方の力量によってちょっとうまくいかないっていうこともやっぱりどうしてもあるんだろうなという中で、それを全体の学校なり、また教育委員会としての市内の各学校において統一的に同じレベルで成果を上げていく、また結果を出していく、大きくは学力の向上につなげていくっていうところにどういうふうに結びつけていくのかっていうところが一番なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、このあたりを教育委員会のほうでどういうふうに考えてて、考えてる中でこのアクティブ・ラーニングの教育の取り組みを図ろうとしているのか。このあたりについて御説明いただければと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 今のアクティブ・ラーニングの実践のまず内容ということですが、私もこの4月に来たばかりなので、今までこの2カ月で見聞きした情報しか手元になくて、また後ほど吉岡副参事からもお話しできるかと思いますが、例えば第七小学校でホタルの学習をしています。

これなんかまさしくアクティブ・ラーニングで、自分からホタルにまず出会い、そこに会ったところで地域の方と交流をしたり、また地域の方に指導していただいたりしながらホタルの養育にかかわっていくというところですね。

さらには、そこにホタルにかかわることで自分なりにホタルにどんな、例えばどこにすんでいるんだろうとか、あるいはどうやって育てていけばいいんだろうとか、そういった自分なりの課題が生まれてくる。その課題に対してまた本を調べたり、ネットを調べたり、地域の方に教を請うたり、そういった学びのスタイルがあり、そしてさらには学んだことを地域に向けて今度発信をしていく、学習発表会をする。これはまさしくアクティブ・ラーニングの非常に典型的な例ではないかなというふうに思います。

アクティブ・ラーニングのいわゆるキーワードとなるものが、この主体的・対話的、深い学びというふうに考えています。つまり、子供がいかに本気になって主体的に学びに向かっているか。そして、自分だけではなくていろいろな出会いですね。それは人であったり、図書、本であったり、あるいは自己内対話というところもこれは自分でどう思っているんだろう、いや私はこうじゃない、自分の中で形成をしていく、これも1つの対話の形。

そういったさまざまな学びの方法を通して、本来教師側が狙っている学びがより深まっていく。その視点で、深まっていくっていうところが、これがアクティブ・ラーニングの手法であり、狙っている「主体的・対話的で深い学び」というふうに考えられるのではないかなというふうに思います。

それから、続いて統一的な学び、同じレベルでっていうところにつきましては、例えば教育委員会としては、これまでも、先ほど副参事からもお話ありましたけども、小中一貫教育のプロジェクトグループ等で統一的な学びの方法を示したり、あるいは本年度も学力向上プロジェクト委員会というところでは、授業スキルが大変すぐれている教員の授業を各教科ごとにどの学校も学びに行くというような授業スタイルをつくることで、教員の底上げ、ボトムアップを図るというような取り組みもしているところです。

それから、教育委員会と連携をしてというところにはなりますが、小学校、中学校ともにそれぞれの教育研究会というものを私的団体として持っております。その中で各教科ごとに講師を呼んだり授業研究をしたりしながら、教育委員会と連携をして授業研究をし、授業のスキルを上げていくということでの統一的なレベル、

学びを実現するよう努力をしている現状がございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 今の御説明で少し理解ができて、アクティブ・ラーニングの手法、まさに私たちが学ばせてもらいたいぐらいの内容だなと思います。

スキルの高い授業を教員同士で研究し合ってるということで、これもすばらしい取り組みだなというふうに思いますし、また、ぜひ厚生文教委員会のほうでもそのような授業を視察させていただければ、現場の非常に効果的な取り組みとして参考になるのではないかなというふうに思います。

あと、もう一点だけ伺いたいんですけども、同じ資料の中の道德教育の充実、これも今回大きな改訂のポイントになってるかと思いますが、これがなかなかこれも理解できないところがありまして、というのも、例えば私たちの子供の時代でも道德教育っていうのは現場で行われてましたし、授業もありました。今もこの学習指導要領の改訂の前からあったものだと思います。

これが改めて、私も議員になって4期目ですけども、この議員になってからの間でも東大和市の学校現場の中で授業公開等の中でも道德教育に取り組まれて、発表されてる授業公開も何度も見ておりますので、要はこれまでも取り組んできてるはずなんですけれども、改めてここで道德教育の充実、また特別教科化ですかね、っていうことになっていくっていうこと背景だとか、また東大和市の教育委員会としてはどういうふう在接受とめて、これに取り組まれていらっしゃるのか。この点について伺いたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 道德教育について、議員おっしゃるとおり、これまでも当然行われてきておりますし、私自身も授業を受けてまいりました。

授業を受ける中で、これは国等も示しているところではございますが、やはり大きな課題としては、まず1つは、授業自体がやや形骸化していると。つまり道德の価値項目、例えばやさしさであるとか勤労であるとか、たくさん価値項目があるわけですけども、そこに子供たちが本質的に迫っていく授業がまだ十分ではなかったのではないかとこの点が1点ございます。

それから、もう一点としては、授業はこれは毎週1時間ずつ確実に行うことが求められていたんですが、実際にはこれが他の教科の関連において、やや実施上道德の意味合いを薄めるような、例えば特別活動と関連させていたりですとか、もちろん関連させていけないわけではないんですけども、重さがどちらにいつてしまったのかというようなところの課題がやはりあった。

それから、これは本市ではということでは当然ないわけですけども、全国的な調査の中では道德の授業が確実に年間1時間ずつ行われていなかったのではないかとこのようにところ等が背景にあり、さらには現代社会の子供たちのさまざまな変化ですね。やはり豊かな心の育成が叫ばれて久しいですけども、なかなかそこに向かっていかないような報道等もあり、そのようなところからやはり子供たちの心の育成っていうのは極めて重要であるというような視点から、やはり教科化をすることで教師がしっかり道德の授業に向き合い、子供たちに本気で豊かな心を育てていくというところに本気で向き合うんだというふうなところでの教科化であるというふうに認識をしています。

市としては、道德の授業については東京都が実施しているものと連携をして、年間1回ではありますが、道德授業地区公開講座を全校で実施をしています。これは道德の授業を充実させること、それから地域と連携して子供たちを育てることというような狙いがございますけども、道德授業地区公開講座において確実に実施ができるよう、学校長を通して授業の質を高めるような働きかけをお願いをしている現状がございます。

以上です。

○委員（中間建二君） ありがとうございます。

そうしますと、東大和市としては道徳授業の地区公開講座等もこれまでもずっと積み重ねてきているものがあるので、その延長の中で対応が十分にできてる、またはできていくという理解でよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） そのように考えていただきたいと思いますし、さらにもう一步、せつかくの道徳科、教科化になりましたので、今後道徳についても充実を図れるような何かしらの手だては考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかに。

○委員（上林真佐恵君） じゃ、何点か伺います。

まず、アクティブ・ラーニングについては、私ももう少し知りたいなというふうに思っていますので、視察など行ければぜひ行きたいなということ。以前ちょっとアクティブ・ラーニングの学習会みたいな、そういうものにも個人的に出させてもらったんですけど、やっぱりそういう手法でやること自体はすごくいいと思うんですけど、そこに評価っていうことがついてくるということで、その学習会ではやはりそこで子供たちの学習態度を見て、それは一例として5段階評価みたいなのをやって、よく発言してる子は5みたいな、黙ってる子はゼロみたいな、何かそういう評価をしてるというような実例の話もあって、それが一概に手法、先ほども自己内対話とかっていう、その授業の中では目に見えないけど、ずっと黙ってたけどすごく目が輝いていて、実はすごく家に持ち帰ってとかって見えないものもあるわけで、そういう中でどういうふうに評価をしていく。私は評価はしなくても、自分の中の評価でいいんじゃないかなっていうぐらい思いますが、そういう評価をしていくって、どういうふうにそういうことを東大和市が考えてるのかっていうことをまず1点目としてお尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 評価については、まず学習の狙いがございますので、その学習の狙いにどれだけ子供たちが迫っているかとか、どこまで到達できているかっていうふうなところをまず評価の観点にはしていく必要があるかなというふうに思っています。

例えば1時間の授業の中で、知識、理解を求めるような授業も当然ありますけれども、その1時間の中で知識、理解ではなく、考え方をどれだけ深めていけるかと、そこを狙いにしたような授業の1時間も当然出てくると。そういったときに、その評価の方法としては、やはり教師が一人一人全員とっていう時間は十分とれないかもしれませんが、子供たちに声をかけたり、子供たちが何を困っているのかを感じ、聞き取ったり、あるいはいわゆるプリント、ワークシートのようなもので自分の考えをここに書き出すことで、それを授業後に評価をしたり、そのような形で評価を進めているところです。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

実例として今挙げたような、そういう一律的な評価でなくて、そういうふうに生徒・児童と向き合う中でっていうことを大切にしていきたいというふうに思います。

2点目として、先ほども道徳の充実っていうことで、こちらもやっぱり教科化っていうことはやはりそこにも評価が入ってくるっていうことで、ほかの学校関係者や保護者からも大きな懸念が挙がるところだと思うんですけど。

道徳って、要は正解のないものだなんて、私はすごく思ってた、いじめにしても、いろんな状況はありますよね。何が、これをやれば毎回正しいってことではなくて、正解のないそういうものに対してやっぱり評価をする、子供の内心をそういうふうの評価するっていうのは私は本当にやめてほしいなというふうに思ってるんですけど、そういうことに関してはどういうふうの評価をしていくかって、すごく市の認識を伺いたいと思うんですが、お願いします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 特別の教科、道徳の評価につきましては、あくまでも他の教科と違いまして、個人内評価ということになります。絶対評価ということではなくて、個人内評価。それぞれ子供たちが道徳の時間の中で変容した子供の姿をもとに、一人一人のよさを評価していく、そういった評価になりまして、評価については記述式の評価となります。

そういった評価に対するいろいろな懸念等があるかと思うんですが、今後、今現在も今年度は小学校実施しております、次年度からは中学校ということになっておりますが、それに対しては各学校、教育委員会としても研修を設けながら研修をしているところでございます。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** ぜひ本当に画一的な評価っていうんじゃないかと、現場の先生方の話なんか聞いてやってほしいなっていうふうに思います。

あともう一つ、この上にある伝統や文化に関する教育の充実っていうことで、日本の文化ですかね、そういうものを充実させていくっていうのは、私も日本の文化、すごく好きですし、すごくいいことだなというふうには思うんですけど、一方で、盲目的に日本はすごいんだみたいな、何かそういう風潮もちょっと一部ある中で、あと教科書の策定のときに、パン屋を和菓子屋に変えたみたいな何かそういうこともあったりしましたよね、そういうふうには指導があったっていうような。そういう何ていうんですかね、盲目的に日本はすごいんだみたいな、何かそういうふうには偏ってくようなちょっと懸念をされてる方もいますし、私もちょっとそういうのはちょっと感じるところで。やっぱり日本はすごくいいところもあるし、でもほかの国と比べたらちょっとこういうところはよくないよねみたいな、そういう客観的な視点というのもすごく大事だと思うし。

東大和市も結構外国のルーツを持った方、私も知ってる中で何人もいらっしゃいますけど、そういうお子さんもいるわけで、そういう中でどういうふうに、日本の文化を教えることももちろん大事だし、でもいろんな国の、ありますよね、ルーツを持った子もいますので、その辺のバランスというか、その認識を伺いたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 伝統や文化に関する教育の充実については、議員おっしゃるとおり、さまざまな外国籍の子も混在をしている中、日本だけの文化にこだわるというふうなところの視点では考えていないというふうに理解しています。

例えば日本の伝統文化理解という視点で考えると、一番大事なのは違いに気づくということだろうなというふうに思います。今とかつての時代の違いは何なのか。あるいは、これは国際理解でも同じだと思いますけれども、自分のいる環境と他国との違いは何なのか。その違いを気づくところから自分の国のよさとか、伝統とか、そこに気づいていく。そういったところが日本の伝統文化理解というふうなところの出発点になるかなと思います。

そして、そこを基盤にして、そこにいる人たちへの理解、それから尊重、思いやり、そういったものを育てていくのが伝統文化理解、あるいは国際理解というふうなところに発展をしていくところだと思いますので、

そういったところは東大和市においても継続をして大切にしていきたいと考えています。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

郷土博物館で昔の道具見に行ったりとか、そういう授業なんかも学校公開で見させていただいた、すごくいいなっていうふうに、子供たちもすごく興味を持っていて、そういう日本の文化を教えるって、もうすごくいいことだと思うので、今おっしゃった、御答弁あったみたいに、本当に国際的な、日本だけに限らず、違いを理解しながら外国にも興味を持っていくっていうような、そういうバランスのとれた授業をしていていただきたいと思います。

済みません、最後にもう一個、小中一貫校のところなんですけど、今は学校が違う中で連携して小中一貫ということでやってらして、運動会で中学校の方が小学校に来てくれたりとか、すごくいい取り組みだなというふうに思ってるんですけど、今後生徒・児童数も、主に小学校で少ないところもある中で、校舎建て替えに伴って学校一緒にしてくっていうような話もある、そういう検討なんかもされているのかどうかかわからないんですけど、その辺今後どういうふうに、方向性ですかね。どういうふうに思ってるのかっていうことを教えていただきたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 小中一貫教育については、資料、こちらでございますでしょうか。このA3を折ったやつですね。こちらにこれまでの経緯を示してあります。

1番の裏面になりますが、過去、平成23年、4年あたりから、特に4年度から小中一貫教育を研究開発をしてまいりまして、ちょうど昨年度からいよいよ各中学校グループごとに、それぞれの特徴を出しながら、工夫、発展をしていく時期というふうに捉えて本年度も進めているところです。

つきましては、この小中一貫についても、今後中学校グループのまず特徴をさらに出していきつつ、その特徴が学力、本市でいえば学力、最重要事項ですけれども、学力だったり、あるいは子供たちの豊かな心であったり、健やかな体、そんなところにも結びつくような実践を数多く出していきながら、それを今度は市内全体で共有を図って、市全体のものとしていく、そんな方向になれたらいいなと考えています。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

今具体的にそういうことは考えていらっしゃらないのかなというふうに思ったんですけども、校舎までも一緒になるっていうことは、マンモス校がいいのかっていう議論もあると思いますし、私も一概にそれがいいのかなっていうのはちょっと、学校にもよる、規模とかね、地域のあれにもよると思うんですけど、一概にいいとは思えないし、小学校1年生と中3がやっぱり同じ校庭で遊ぶって何かすごそうだなっていうふうに思いますし、児童何人につき1校みたいな、そういう画一的に決められるものではないと思うので、本当にその地域の実情みたいのもあると思いますので、そのあたりはぜひ慎重に、まずはこの連携っていうところでしっかり進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（関田 貢君） 僕は教育の指導要領の中で、外国語の教育の充実っていうことについて、これからはやっぱり小学校、中学校において外国語の教科を力入れて、東大和らしい教育をしていただきたいと思うんですけど、この辺の力の入れぐあいについてをお伺いしたいと思います。

そして、その他の事項の中で部活動の教育内容ですね、これはどのようなことを、教育関係の団体と連携す

るなんていうこと書いてありますけれど、学校のそれぞれの特色、クラブ活動の特色っていうのも私は大事だと思うんですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 本市の英語教育の推進の取り組みについてでございますけれども、やはり今後平成32年度、新しく小学校の学習指導要領が完全実施されるまでに、しっかりと小学校における実施を研修等を通して確実なものにしながら、また中学校との接続もしっかり円滑に図れるように、小中一貫教育のプロジェクトの取り組みとして、今現在英語教育推進ワーキンググループ・プロジェクト委員会ということで、二段構えの組織を設置して、32年度までの3年間取り組んでいくというところでございます。

今年度、テーマにしてワーキンググループで取り組んでいる今の現状でございますけれども、小学校の外国語活動及び外国語の授業実施上の課題と対策をしっかりと明確にしていこうということで、現在もこのワーキンググループでアンケートを各学校とって、どういうところに不安を持っているのか、課題があるのかということを経験からアンケートを募ってまとめ、今現在対策に向かって取り組んでいるところでございます。

また、先ほどお話がありましたけど、学習評価の方法等についても、指導のあり方と一緒にしっかりと検討して、事例を通して提案できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 部活動の方法についてですけれども、国のほうから部活動にかかわるガイドラインが出ました。またその後、東京都からも部活動にかかわるガイドラインが出てございます。

これはなぜ出ているかという、議員御存じのとおり、今中学校の働き方にかかわって大変やっぱり部活動指導にかかる時間が極めて多いというようなところから、部活動のあり方をいま一度見直してみようというところがスタートとなっております。

本市としまして、この国あるいは都の示された方針を踏まえて、今後部活動にかかわる方針等を考えてまいりたいというふうに、現時点では考えているところです。

ただ、おっしゃるとおり、部活動は大変重要な教育活動の1つであるというふうに認識をしています。また、本市においては、部活動を通して子供たちに多くの学びが得ている。また、学びの成果としてもさまざまなものを、例えば大きな大会で受賞したりですとか、そんなことも含めて、あります。

ですので、そのあたりについては、学校関係者と情報を共有しながら、よりよい部活動のあり方について改めて協議をしながら、本市らしい部活動の進め方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○**委員（関田 貢君）** 外国語教育の充実のお願いですが、やはり小学校や中学校って、ある英語科の先生なんかに聞きますと、ものを書くより、小学生の大意は会話で英語に親しむという手法が重要だと言われてます。そういうような感覚っていうのは、私もこういうふうに会話でものを、字は書けなくても会話は大人でもできるなっていうふうに認識を私もしてます。

そういう感覚で英語を教えるという小学生は、まさに僕はそういう言葉から始まって、そして高学になればそういうしゃべったこと、英語であらわすと、書くということも大事だと私は思うんですが、小学教育ってそういう教育って期待できるんですか。そういう願いはしていくんですかね。その辺のことをお伺いします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** おっしゃるとおり、英語教育、外国語活動については、コミュニケーション能力の素地の育成を図る、基礎を図るというところでございますので、そういった5技能、話す、聞くとか書く、読む、そういうことをバランスよく育成することが大変重要です。しっかりと学習指導要領に目標が具

体的に示されておりますので、その目標をしっかりと教員が理解をして、適正に指導していくということが求められてくるのかというふうに思いますので、今後ますます研修等を通して取り組みの向上を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） ぜひその件については努力して進めていただきたいと思います。

それで、先ほどの部活動については、やはり有名になる、あるいはいい記録を残すようになると、部活動の時間というのはやはり普通の科目と違って熱中し過ぎて、ちょっと部活動に力入れ過ぎじゃないかなんていう人もいるかもしれないけれど、私はやはり部活動の結果を評価するほうが僕は大事じゃないのかなというふうに私は思うんですね。

東大和市中で三中の吹奏楽が全日本の優勝したということって、練習時間は長いと言う人もいるでしょうし、やっぱり私はそういう練習時間があるって、そして結果が日本一になったという、そういう成績ってというのは、これは褒めたたえるべき事業だと、東大和で初めてそういう日本一になったということについての評価は評価として、教育の中ではクラブ活動に準じて陸上でもあるだろうし、水泳でもあるし、そういう特別な選手が出るということは、中学時代でオリンピック選手に他の市は県は出るところもあります。

やはりそういうふうに特殊な事業を、やっぱりそういうオリンピック選手を育てるとか、いろんなことにつながってくってということになると、やっぱりクラブ活動も東大和で体験のない日本一になったという中学生が見本を示してくれたってということは、まちを挙げて喜ぶべきこれは事業だと思うわけですよ。

そういう評価はきちっと僕はなされるべきかなと。だから、僕は東大和の庁舎に日本一になったという吹奏楽の横断幕を市役所で掲げてあげるぐらいの器量あっても僕はいいんじゃないかなというふうに思うんです。どうですかね、そういうこと。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 議員おっしゃるとおり、大変、例えば三中の部活動の成果については、私自身も誇りに思います。大変うれしいことだなというふうに思います。ですので、そういった成果を目指すことは1つの大変有意義な方法だろうということは思っております。

部活動の本来の意味ということの視点からいいますと、部活動自体は、まず生徒たちの主体的な活動であるということがベースになってございます。そこに指導者がどうかかわっていくかということと、それから指導者、また生徒本人たちの一日の生活の仕方、バランス、それから時間、そういったこともやはり健全育成上考えると、それは十分に考慮をしていかなければいけない事項であろうと、そんなふうに考えています。

したがって、一律に長いのがよいとかということではなく、指導者が一生懸命やればよいということでもなく、そういったバランスを全て考えつつ部活動が運営され、生徒の主体的な活動が促され、そして結果として生徒たちの結果に結びつく、そんな部活動を追求していきたいと、そんなふうに考えています。

以上です。

○委員（関田 貢君） すばらしい成績を上げたときに、役所に横断幕を掲げるっていう件については、やはり教育者として、リーダーとして、その辺の考え方を聞かせてください。（「委員長、市長に答弁してもらったら、市長に」と呼ぶ者あり）

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 個人的には大変そう思うところではございますが、そういった御要望を各課にお伝えをさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 時間もあれですので、3点まとめてお伺いしたいと思います。

1点目は、指導要領のことで、最初に御説明いただいた社会に開かれた教育課程、非常にわかりやすい説明でありがとうございます。

それで、今後これを進めるに当たってどういう組織というか、これ各学校で授業にも入れていくということなので、学校長が中心になってやっていくと思いますけども、社会の人材っていうのを活用していくためにどういった組織でこれをつくっていくのかがわからなかったので教えてください。

済みません、まとめて質問します。

あと2点目は、3ページ目とありますが、その他の重要事項のところの3つ目のマルの「主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実」という項目があって、その3行目の真ん中あたりに「主体的な学級活動」というところがあるんですけども、以前、前の前の厚生文教委員会だったかな、秋田のほうに視察に行きまして、そのとき教育長も一緒に訪れて、そこで非常に学級活動が盛んで、そのときにいた委員の皆様、すごく感心して帰ってきた、教育長も非常に感心してきたということが私は非常に心に残ってるんですけども、その主体的な学級活動、主権者教育のあたりをどのように今後取り組んでいこうとされてるのか、伺いたいと思います。

あと3点目は、学力向上に向けてなんですけど、小中一貫教育の資料の中で学力向上に向けてと上のほうにありまして、真ん中に学力検査も市のほうでまた引き継いで独自にやっていくということなんですけど、学力向上に関して、点数ですとかの問題とか、あと補習を一生懸命やっていただくとか、先生の授業力を高めるっていうのは非常にわかるんですけども、今までの中で子供たちが課題を設定するときに、割と低いハードル、ハードルが低いところで、クリアできてよかったねっていうような感じが東大和の中にあるっていうようなことをちょっと聞いたりとか、あと今、関田貢議員もおっしゃってましたけども、評価という点でやはり自己評価がちょっと低いようなところがあるんじゃないかっていうところで、私は学力を向上させるのに気持ちとかね、そういうのがちょっと意識的なところがもう少し上がればもっといけるんじゃないかなというふうに思うんですけども、点数とか実際のところというよりも、そういった気持ちの面を上げていくとか、評価を上げていくというようなことに取り組みについてお伺いしたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） それでは、私のほうから社会に開かれた教育課程についてということになります。

現在も各学校の中では、先ほど申し上げた教育課程っていう授業の中に外部の方、あるいは地域、保護者、これは学校の中では積極的に入れようと努力をしております。例えば畑づくりですとか、何か農作物をつくるときに地域の方に来ていただいてそこに教えていただいて一緒につくって行って、またそれを一緒に最後調理をして食べるとか、そういったことでいろんな形で教育課程、学校の授業の中にもさまざまな方が入ってきている現状がございます。

ただ、それを一歩進めるためには、やはり委員おっしゃるとおり、校長のリーダーシップで改めてそこを、一番資料の下にもあるカリキュラム・マネジメントを使いながら、どんな教育課程を組んでいくのかということを変更してここで見直しをかけ、では地域にどんな人材がいるのか。それは地域の中心となるような方がいらっしゃれば、そのような方から情報を集めつつ、保護者からも情報を集めつつ、じゃこういうところにもっとこんなかわりができるのではないだろうかというようなことで新たな教育課程を組んでいくというような流れにこれからはなっていくのではないかなと考えております。

以上です。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** まず、主体的な学級活動ということでございますけれども、今回新しく学習指導要領が改訂されて、中学校のほうにもこういった学級活動について、学級経営について書かれるようになっております。

特にそういった主体的な学級活動が充実するっていうことにおいては、やはり学級経営の中心的な取り組み、手だてとして学級活動というのがあるというふうに認識しておりますので、そういったところでやはり充実させていくっていうことが大変、特に中学校で充実させていくっていうことが重要になるのではないかなというふうに認識しているところです。

そういったところについては、特に児童会とか生徒会活動、こういった取り組みもあわせて充実させていくことが必要であるかなというふうには認識しておりますけれども、本市においては、連合生徒会等を通してこういった自治的な活動、自発的な活動っていうものを推進しているところでございます。

次に、自己肯定感、見えない力というお話については、本市の学校教育振興基本計画においても目標の1つとして掲げておまして、自己肯定感を子供たちにしっかりと育成していこうというふうに考えております。

ここ5年間の経過については、やはり目標を達成していない状況が一部あります。ちょっと詳細、今データないのでお示しできませんけれども、引き続き、これが今後大きな課題に、見えない力、自己肯定感、非認知的な能力というものは大変大きな課題になってくるというふうに認識しております。

以上でございます。

○**委員（実川圭子君）** ありがとうございます。

社会に開かれた教育課程のところに関しては、特に何か協議体みたいなものをつくってということではなくて、今までの校長を中心に今までもやってるようなことをカリキュラムに組み込んでいくという形になっていくのかなということでもいいのかということと。あと、最後の見えない力ですか。そちらのほうと、私は学力の向上とあわせて相関関係じゃないけども、そういうところをしっかりと分析していただきたいなというふうには思ってます。

じゃ、1点目だけ。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** これまでの取り組みをさらに強化するという視点が当然ながら1点ございます。それを組織体として活用していく例ということで考えますと、本年度から第九小学校がコミュニティ・スクールということで指定をされてございます。このコミュニティ・スクールの中には、学校連絡協議会といった学校関係者と学校の外の人間が一堂に会して教育活動について、教育課程についても議論、協議をする場がございます。そういったところで教育課程を組んでいくというようなことが可能になる組織と考えております。

以上です。

○**委員（中村庄一郎君）** ありがとうございます。私は道德教育の充実というところでちょっと質問させていただきます。

もう随分前から、実は徳育ということをずっと一般質問でもさせていただいたりして、私の考え方は、やっぱり心の教育っていうんですか、そういうものを育てていくということが第一なのかなと。

先ほども他の議員から秋田県の例も出ましたけど、この委員会も秋田県に視察に行ったときも、やっぱり精神がいいですね、非常に徳育っていうかそういうものが非常にしっかり見えてきてるところの学校で、あのときに秋田県が日本で一番教育が進んでると、学力も一番だということで、それで視察に行ったんですけど。

やっぱり僕は道徳教育っていうのは非常に難しいと思うんですけども、やっぱりそういう心を育てる、徳育の部分きちっと、感性を通じながら教えなきゃいけない部分なんかたくさんあるのかなって思うんですね。

先ほど、今までの道徳教育についてのちょっといろいろお話が出ましたが、私も道徳教育事業っていうのを参観にたびたび行くんですけども、同じ授業をしても、どういうふうにかこれ生徒に伝わるのかなって思うのは、やっぱり伝える側の指導者の感性っていうのが大きいかなって思うんですね。だから、そういう感性というところを育てていかないと、やっぱり教える側も幾らそういうところがあっても難しいのかなと。

その中では、先ほどアクティブ・ラーニングですか、こちらなんか、要するに七小のホタルの例なんかもありますけども、そういう意味では、そういうものを通じながら、やっぱり日ごろ学校の中でそういう感性を磨いていくみたいなこと。

これは特に先ほども、ちょっと私もこれ今言おうと思ってあの、コミュニティ・スクールの九小の例なんかですね。これなんか学校の芝生化だとか、あとはヤモリだか何だか、トウキョウイモリですか、あんなのなんか育成だとかってやりながら、やっぱり地域とともにどンドンこういうことをやりながら、やっぱり学校の先生たちも感性っていうのを非常に磨かれていかれて。

私も、この間実はこの委員会で視察に行った「地域でつくる教育予算」っていうんですか、あの辺の資料なんかちょっと校長先生にお持ちして、今度コミュニティ・スクールなんかもあるようだから、こういうことも参考にして、いろいろちょっと新しいあれなんかも試してみてくださいっていうことも話をしてきたんですけど、やっぱりそういうところ。

道徳教育っていうのは、この中にある4番の教育内容の主な改善事項ということの中の僕は全てに関係してくるのかなって思うんですね。伝統や文化についてもそうだし、例えば日本人の心みたいなのを育てるのも大事だと思うんですね。国際社会の子供に育てなきゃいけないんだけど、まずは日本人の心みたいなところがあるとと思うんだよね。そういうことも必要かなとは思いますが。

そんな中では、ちょっと今回一般質問でもちょっとあれしようかなと思ったんですけども、例えば他市には副読本ってあるじゃないですか。そういうものを、例えばコミュニティ・スクールの中に取り入れていくとか、そういうの必要だと思うんですね。例えば県によっては、かるた、その県の独特のかるたとか、あと俳句だとかっていうのを地域のひとともにやっていくなっていうのがあると思うんですけど、そういう考え方っていうのはあるかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 子供も含めてかもしれませんが、指導者の感性というところについては、これは極めて重要な、本当に必要な資質、能力だろうというふうに思っています。やはり教員の人間性が子供たちに大きく影響を及ぼすという学校教育の世界では、教員自身が子供の幼少時代からも含めて、指導者になってからもどのような人生経験をしてきたかということは大変重要なことだろうなというふうに思っていますので、やはり働き方改革で自分の時間をつくるということもそうですけれども、やはり教員自身がいろいろな経験をし、子供たちと一緒にささまざまな直接体験をしていく、そんな活動をぜひ学校教育の中でも取り入れていけるようにしていきたいなと、そんなふうに思っています。

体験活動の充実については、今回の学習指導要領でも大きく示されているところでもございますので、さまざまな体験活動を教師が子供とともに、教師自身も人間性を磨きながら子供たちの豊かな感性を広めていくと、そんな視点で学校教育に指導、助言が教育委員会としてもできたらと考えています。

かるた、または俳句というところについては、現時点では何か計画があるというようなところは、大変申し

わけありません、ございません。ですが、地域によっては、俳句づくり等、そういった地域人材を活用して一緒にやるような事例もございますので、そのあたりについては情報収集しながら、また今後考えてまいればなと思っています。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） かるた、俳句っていうのはちょっと例を挙げただけでね。ある市によっては、副読本を新たに作って、例えばいろんな俳句をその中にも取り込んだり、いろんなことしながら、それを学校の教師と、それから地域の人と、それから生徒がともに見れるように配布して、1日に1回はこの中を開いてみて、じゃ親子でも話し合いを持ちましょうねとかね、そういうふうなことでやっているとところもあるようですね。

現にこの間の、さっき言われた秋田のあれなんかは、朝必ず木刀を、市の人が必ず、入学すると、その人に対して木刀を1本ずつ提供するんだっていうんですね。要するに、授業が始まる前に朝の朝礼のときに、教師も何もみんな一緒に体育館で木刀を振るんだっていうんですね。そういうところからも精神みたいなものっていうかね、そういうものもつくっていくとかね。学校なんかでも、なめたようにきれいだったですよ。我々が行くと、玄関に花のすごい大きな鉢、あれが飾ってあったりしましたしね。あと生徒は必ず手をきちっとどういうふうに上げるかとか、あと立ったときに椅子をちゃんとともに戻して発言してとかっていうことも、やっぱりきちんとそういうことできてましたよね。

やっぱりそういうことも必要かなと思いますので、ぜひいろいろ考えてみて、ぜひアクティブ・ラーニングですか、またコミュニティ・スクールなんかの面をうまく活用しながら、感性を磨くというんですかね、やっぱり心の響く授業をしていかないと、道徳授業というのは難しいのかなと思いますので、ぜひひとつよろしくお願いします。

○委員長（和地仁美君） きょう、第1回ということで、大きな概要を御説明いただいた中でも大分活発な御意見、あとは質疑などが出て、調査項目、充実したものになるんじゃないかなというふうな印象を持っております。

前回、私のほうからお伝えしたように、できましたら12月の本会議のほうでこの調査結果を皆さんの前で発表したいというふうに思っておりますので、そのスケジュール感を持ってこちらの項目も進めさせていただきたいと思いますが、また、何度か委員会も持つことができると思いますので、きょうは上林委員と中間委員のほうからアクティブ・ラーニングのことと、あとスキルの高い先生の授業をもし視察できるのであれば訪れてみたいというお話があったんですけども、学校も夏休みに入ってしまうと、そういった授業が約2カ月、1カ月半ぐらいですかね、ないというところで、ちょっと時間的なものもございますので、もしよろしければ、本日視察できる授業をちょっと御提案いただいて、日程調整までして、本日の所管事務調査はこのあたりでという形で次回に続けていこうと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 大丈夫ですか。

では、暫時休憩したいと思います。

午前11時49分 休憩

午前11時53分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、改めてお諮りいたします。

日本一子育てしやすいまちづくりについて、学校教育のために6月29日に二小の外国語活動を視察をしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないようですので、それでは委員派遣についてお諮りいたします。

ただいまの内容で会議規則第96条の規定に基づき議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査、日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時56分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、行政視察の意見交換について、本件を議題に供します。

本件につきましては、5月9日から10日にかけて静岡県藤枝市の健康マイレージをはじめとした『健康・予防日本一ふじえだプロジェクト』の取り組みについて、静岡県焼津市の放課後等デイサービスについて、愛知県岩倉市の岩倉市子ども条例について視察をいたしました。

本日は、委員の皆様から視察内容について御意見、御感想等を御発言いただきたいと思っております。

それでは、じゃ実川圭子委員からお願いいたします。

○委員（実川圭子君） 時間も短いので、私は印象に残ったことでポイントを絞って、愛知県の岩倉市の子ども条例のことにについて述べさせていただきたいと思っております。

非常にいい内容の視察ができたなと思っております。今この厚生文教委員会でも所管事務調査を行って日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題という中で、やはり本市が子育て日本一のまちづくりを目指している中で、東大和にも子ども条例というのが必要ではないかというふうに非常に私は強く感じました。

委員の皆様で、もしそのあたりが一致できるようだったら、そのことについて所管事務調査、これから取りまとめに入っていきますけれども、もう少し議論が深められるような方向で進めていただけたらなと思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 私は、1つは藤枝の健康マイレージですけれども、やはり先進的な厚労省から表彰を受けるような取り組みをされてる中で、幅広く健康づくり施策が進んでるなということを実感をいたしました。

特に印象に残ってるのが、取り組みのポイントとして健康無関心層にいかに関心を持って健康づくりに取り組んでいただくかと、これは非常に大事な視点で、みずから日常的に運動なりスポーツなり健康に、食だ何だかって関心持っている方はそれでいいわけですけども、そうじゃない方にいかに自分の健康に関心を持っていただき、総合的な健康寿命の延伸に市として取り組んでいくのって、これがやっぱり大事だなということを考えますと、東大和市はようやく今年気ゆうゆうポイント制度がスタートしましたけれども、やはり今の介護予防の視点からのポイント制度からもう少し幅広い市民が対象とした健康づくりポイント制度に拡充をしていく必要があるなっていうことを改めて視察を通して実感をいたしました。

それから、もう一つ岩倉市の子ども条例ですけども、これも条例の制定過程等、ワーキング形式っていうんですかね、さまざまな市民を巻き込んだ積み上げの中で条例制定ができたっていうことで、先進的な、まさに平成21年度の制定ですので、早い段階での取り組みだということで高く評価できるし、見習うべき内容だと思います。

私も常々思ってることは、東大和市は日本一子育てしやすいまちづくりを標榜していく中で、多くの議員もその方向性については皆さん賛同されてるといふふうに思いますと、やはり東大和市として日本一を目指す中で、どういう理念や方向性や、また幅広いこれは市民の理解、協力がなければ本来はなし得ない目的だと思いますので、そういうことを考えると東大和市としても条例制定に取り組んでいくべきであるかと思えますし、この厚生文教委員会でもせっかく所管事務調査で立てた中で、この条例制定のあり方についてもぜひこの後、議論が深められれば望ましいなというふうに思います。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 私、3市全てちょっとお話をしたいと思うんですけども、1つは藤枝市ですけども、やはり最初の取り組みとしては「選ばれるまち・藤枝」っていうことで、やはり選ばれるまちにするにはどうしたらいいかっていう視点から、さまざまなアイデアが出てきたと思うんですね。やはり健康マイレージに関しても、参加対象18歳以上っていうことで、参加対象が広いということで、やはり全ての人に健康に関心を持っていただくっていう、この認識がすばらしいなと。

あと、ただ単にそれではなくて、やっぱり楽しみながら健康増進に取り組めるっていう全国バーチャルの旅とか健康スポット20選という部分だとか。また、先ほど出ました健康無関心世代へのアプローチに対しての取り組みが進んでるっていうことを感じました。

あと、やったことに対しての景品が、バナー広告による収入で経費を賄っているということと、やはり協力店でかなり特典が得られますけれども、藤枝市だけじゃなくて県内全体で取り組んでるっていう、やはりこれはうちに関しては広域連携にもつながるのかなっていう部分を感じました。あと企業とのコラボ、大塚製薬とかゴメ、当市では森永があるので、今後そういった意味では森永との何かコラボができないのかなっていう部分を感じました。

あと、焼津市の放課後デイサービスですけども、ここは当市と人口もほぼ同じで、施設がうちは4施設ですけども、焼津市は13施設あるということで、そういった部分での充実を図られてるっていうことを感じました。あとは、やはり小学校7校と中学校5校全てに関して特別支援学級を設置してるっていうことで、障害者にきめ細かな取り組みをされてるのかなということを感じました。

あと、岩倉市の子ども条例に関してですけども、やはり子供の権利を守ることへの認識と啓発が必要だと思いますので、そういった意味では先ほど実川委員がお話しされてましたけども、これに関してはしっかりと当

市としても取り組むべきじゃないかなと思いました。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 私も、3市、それぞれ短く感想を述べたいと思うんですが、まず藤枝の健康マイレージ、どうやって無関心層もだし、やらなきゃと思ってるけどできないっていう人も、私も含めすごくいっぱいいるなっていう中で、日本全国を歩くみたいなの、歩いた歩数がどこまで行ったか何かわかるような取り組みだとか、あと協力店みたいなのをやってポイントがたまると市内のこういうようなところで何か旬の握り1皿プレゼントとか、何かそういうのもすごく動機づけになるんで、やっぱり何かそういうプレゼントとかがあると、ちょっとやってみようかなって思う方は結構いるのかなと思うので、こういうのは本当にその地域の振興にもつながるし、当市でも本当にすぐにまねできる取り組みなんじゃないか、もっと広げていける取り組みなんじゃないかなというふうに思いました。

放課後デイサービス、焼津市ですね、のほうは、やはり必要な施設を着々とつくっていくというようなことを担当の方がおっしゃられていて、本当そのとおりだなって、そういう視点が本当に大切だなというふうに思いました。

最後、岩倉市の子ども条例、私も本当にすごくいいなというふうに思っていて、当市でもそういうのをつくっていきたいっていう御意見もありましたけれども、ただ厚生文教委員会の中でそういうものをということであれば、皆さんそれぞれ考えも違うところもあると思うので、どの辺で一致できるのかみたいなことも大切にしながら議論を深めていけたらいいなというふうに思います。

以上です。

○委員（関田 貢君） 私は、特に今回3市行った中で、静岡の藤枝市が行政と市民とということで一体となった健康マイレージをはじめとした『健康・予防日本一ふじえだ』というタイトルにふさわしい。これが、行政が方向を示した中で、各担当の説明員も言っていましたけれど、健康だったら健康に企画部、あるいは各部に政策部というのを置いてある。そして、縦割りで見れないのが政策部であったり企画部であったりと、そしてきめ細かい市民に欲しいようなニュースが掌握できるような組織づくり、これは我が市も見習わなきゃいけないかなということと、あともう一つは、僕はポイントのあり方、100点、100ポイントを基準にした評価の仕方。それで、その100ポイントが全政策に、健康なら健康だけでなく、いろんな分野に点数評価を政策部が検討して、行政から始まって市民に伝わる。それでしたくなるような報告書がきめ細かく書かれてると。

あの報告書を書くということについては、自分もやりたくなる。また、報告して見せたい気持ちに湧き上がる。そういうような行動システムだから、非常にうまく、私はこの考え方っていうのは非常に良かったと思います。これは本当に良かったなというふうに思ってます。

そして、あと放課後デイサービスは、うちとまちがよく似てたので、そういういいところはまねし、そしてお互いのできる場所、うちの市も進んでるところもあったと思うんですが、その辺の比較を皆さんと意見を調整しながら、よりよい放課後のあり方について提言できればと私は思ってます。

そして、岩倉市の子ども条例については、この条例は当市はないわけですから、岩倉市はあるということで、ある条例についてのあり方、条例っていうのはあればこういうことでいいなという感じはしました。ですから、そういう条例をつくるについても、一緒になって研究していきたいと思ってます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今回、藤枝市、焼津市、岩倉市とこの3市を視察させていただきました。

改めてやっぱり視察って大切だなと、現場の意見をよく聞くっていうのは非常に大切だなと。いろんな御苦労もお話をいただいて、やっぱり現場には現場の難しさもあるのかなというふうに痛感したところです。

その中では、まず3市においては、非常にプロジェクトだとか条例とか、それぞれのつくることでそのもののことの原則を確認し合うことという作業の中で、社会の考え方だとかあり方を根本から変えるもの、また具体的な社会のあり方に位置づけることで対象者や対象となる事柄のあり方も変わるようにすることってすごく大切なんだなと。

ちょっとこれ5月10日に帰ってきました、夜中にちょっと私がばばっと書きとめたものをちょっと今読まさせていただきます。

また、実は子ども条例ですが、こちらについては私も大変失礼だったんですけども、事前の勉強もしていなくて、当日臨んじやったわけなんですけども、帰ってきましたから条例というものについてちょっと自分でも考えてみたんですね。条例をつくる過程っていうのは非常に大切であると思うんですね。

ただ、物事の現実を知らずにつくる条例では意味がないので、だから知ること、現状の課題を共有することを大切にするのが大切なんだと。それは人のつながりになり、地域の支えにつながる。その地域のつながりと支え合いをつくるのが何より大切なんだという考え方がその根っこにあるのかなというふうに思いました。

また、条例という決まりをつくったことは、終わりではなく出発点だということ、問題はそれによって地域をどう変えていくか、どんな地域をつくっていくのかにあるのかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（和地仁美君） いろいろと御意見ありがとうございました。

以上で、行政視察後の意見交換について……

○委員（実川圭子君） 今いろんな意見をいただいて、いつも思うんですけど、行政視察で見えたことを意見が出て、それでちょっと次につながらないのは非常にもったいないなっていう気持ちがありまして、特に私、最初に発言しました岩倉の子ども条例なんかは、この所管事務調査にも非常にかかわってくるので、もう少し議論をできる場を共有できたらと思うんですけども、いかがでしょうか。皆さんがもし子ども条例をこの市でつくるにはどういうことができるかとか、そういうことをもう少し議論できる場を一度委員会の中でつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（和地仁美君） 今回の行政視察については、所管事務調査と直接的に関係のある項目と、ちょっと厚生文教という大きな枠組みで考えたときの視察先と混在していたと思うんですけども、今学校教育の所管事務調査を進めておりますが、先ほども申し上げたとおりに、12月の定例会で所管事務調査の報告をしたいと思っておりますので、所管事務調査の項目に合致する視察の内容については、また皆様が御希望があれば、視察も事務調査の一環として報告事項に掲載はすることは可能だと思いますので、皆さんがそのところに御異議ないようでしたら、また別途委員会の場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） では、今御意見ありましたとおりに、また後日、そちらの日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） これをもって、平成30年第3回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。
午後 0時11分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美